

空気調和機器稼働事業補助金のお知らせ

補助が受けられる方

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の住宅防音工事対象区域（第1種区域）において、国（沖縄防衛局）の補助により防音工事を実施した住宅に住んでいる方のうち、「生活保護法」第6条第1項に規定する被保護者又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第14条の規定により支援給付を受けている者で、防音工事により設置した空気調和機器（換気扇及び冷房機。以下「エアコン等」といいます。）の使用に伴う電気代を支払う方が補助を受けることができます。（電気料金を全額補助するものではありません）

ただし、エアコン等の使用状況等により補助額が10円未満となる場合には補助を受けることができません。

補助の対象とする経費

- (1) 稼働費：防音工事により設置したエアコン等の稼働に伴い増加した、補助対象期間（原則として、毎年5月1日から11月30日まで）における電力量料金
- (2) 地方事務費：補助金等交付申請書等の郵送に要する経費

補助の額

- (1) 稼働費と(2)地方事務費を合算した額。
 - (1) 稼働費：補助対象期間における各月（原則として、電気料金領収書等の6月分から12月分）の電力量料金から、それぞれ中間期の電力量料金（原則として、電気料金領収書等の3月分及び4月分の平均額）を差し引いた額の合算額
ただし、稼働費の補助限度額（27,410円）を超えないものとします。
 - (2) 地方事務費：定額110円

※以下の点にご注意下さい

- 1 補助額算定の結果、稼働費が10円未満となる場合（中間期との差額が発生しない場合）には、稼働費及び地方事務費共、補助することができません。
- 2 電気料金の滞納分については、補助することができない場合があります。
- 3 補助対象期間の途中において、被保護者でなくなった場合、転出した場合、又は新たに被保護者になった場合には、それぞれの補助対象期間に応じた補助の額となりますので、これに該当する方は沖縄防衛局等へご相談ください。
- 4 国（沖縄防衛局）の補助により太陽光発電システムを設置している住宅に住んでいる方は、補助を受けることができません。

- 5 この補助金は収入として認定しない取扱いになっています。従いまして、この補助金を受けられても生活扶助費は減額されません。

補助金の交付を受けるために必要な事務手続き

(1) 交付申込書の提出

補助金の交付を希望される方は、皆様方に配付する「空気調和機器稼働事業補助金交付申込書」（以下「交付申込書」といいます。）に必要事項を記入

のうえ、令和8年11月27日（必着）までに、沖縄防衛局へ郵送により提出してください。

【交付申込書に必要な添付書類】

- 1 申込者が、補助金を申し込む年度において、被保護者等であることを証明する書類（福祉事務所等が発行します）
- 2 電力量料金領収書（原則として、3月分及び4月分、6月分から12月分までの各月分。ただし電力会社によっては、翌々月に請求するなどあるため、その場合は4月分及び5月分、7月分から1月分までの各月分。）【領収書がない場合は、電力会社が発行する支払証明書を添付してください。（発行手数料は自己負担となり補助の対象になりません）】
また、支払証明書の合計金額が電気料金以外の料金（携帯電話、ガス等）と合算されている場合は、ご利用料金内訳明細書等も支払証明書と併せてご提出ください。

また、提出して頂いた書類の内容を審査した結果、上記以外に追加で必要な書類があった際には、提出をお願いすることがございます。

※ご注意願います

- 1 本申込書に記載された個人情報、本補助金の交付に関する業務を遂行するために利用されます。なお、国は、知り得た個人情報については徹底した管理を行いますので、ご安心ください。
- 2 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、法律による処罰の対象となります。

(2) 交付申請書（実績報告書）及び請求書の提出

交付申込書を受理後、沖縄防衛局は、必要に応じて現地調査を行い、内容等審査のうえ、補助事業として内定したことを皆様方に通知（以下「内定通知」といいます）します。

その後、内定通知書とともに郵送されます「補助金交付申請書（実績報告書）」

と「請求書」に所定の事項を記入のうえ、以下に記載している必要な書類（正本１部）を添付して、内定通知書に記載されている提出期限までに郵送で提出してください。

【交付申請書（実績報告書）に必要な添付書類】

- １ 申請者が対象期間内（原則として、毎年５月１日から１１月３０日まで。
ただし、便宜上、補助金を申し込む年の５月１日から１２月３１日まで。）
に被保護者等であったことを証明する書類（福祉事務所等が発行）
- ２ 電力量料金領収書（交付申込書提出時に不足していた月の分）

（３）補助金のお支払い

国に交付申請書（実績報告書）と請求書が提出されますと、沖縄防衛局はこれを審査のうえ、補助金の交付の決定及び額の確定したことを皆様方に通知するとともに、補助金を皆様方の銀行口座へお振込みします。なお、補助金が銀行へ振り込まれた際には、郵便ハガキ等で通知されます。

空気調和機器稼働事業補助金についてのお問い合わせ

空気調和機器稼働事業補助金（防音工事により設置したエアコン等電気代の一部補助）についてご不明な点、あるいは、詳しい内容をお知りになりたい方は以下のところにお問い合わせ下さい。

相談窓口となる国の機関

機関名及び担当部署：沖縄防衛局 企画部 住宅防音課

所在地：〒９０４－０２９５

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納２９０－９

電 話：（直通）０９８－９２１－８１５０